

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年12月25日
【中間会計期間】	第9期中(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石塚 由成
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 中野 浩平
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 中野 浩平
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
営業収益(百万円)	361,263	336,613	406,108	722,400	733,016
経常利益(百万円)	15,973	13,743	11,188	8,581	8,588
中間(当期)純利益(百万円)	8,989	8,600	5,082	2,814	6,433
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	8,961	8,573	5,110	2,815	6,569
純資産額(百万円)	167,454	169,929	172,011	161,308	165,553
総資産額(百万円)	687,581	774,791	887,745	732,285	879,941
1株当たり純資産額(円)	1,729.51	1,755.14	1,809.07	1,664.65	1,732.88
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	94.63	90.53	53.50	29.62	67.72
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	23.9	21.5	19.4	21.6	18.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	31,741	56,765	38,832	17,101	59,293
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,846	13,660	16,049	13,725	21,830
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	12,474	38,143	17,622	29,321	98,520
現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高(百万円)	97,465	60,575	74,220	92,794	110,262
従業員数(人) <外、平均臨時雇用者数>	12,670 <2,552>	12,886 <2,731>	13,193 <2,875>	12,600 <2,569>	12,982 <2,832>

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれていません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を< >で外書しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
営業収益(百万円)	345,238	319,901	389,156	691,587	698,652
経常利益(百万円)	14,796	16,705	9,328	3,740	9,106
中間(当期)純利益(百万円)	8,908	11,729	2,692	953	6,030
資本金(百万円)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
発行済株式総数(千株)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
純資産額(百万円)	145,667	149,442	146,435	137,712	143,742
総資産額(百万円)	663,545	744,814	859,089	708,819	849,884
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	93.77	123.47	28.34	10.04	63.48
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	22.0	20.1	17.0	19.4	16.9
従業員数(人)	2,371	2,318	2,360	2,322	2,298

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれていません。

2. 「1株当たり純資産額」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しています。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（西日本高速道路㈱）、子会社29社及び関連会社7社（平成25年9月30日現在）により構成されており、高速道路事業、受託事業、サービスエリア・パーキングエリア（以下、「S A ・ P A」といいます。）事業、その他の4部門に係る事業を行っています。

当中間連結会計期間における、各部門に係る事業内容の変更と関係会社の異動は、概ね次のとおりです。

(1) 高速道路事業

事業内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

(2) 受託事業

事業内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

(3) S A ・ P A 事業

事業内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

(4) その他

平成25年4月1日に高速道路の広告事業の成長を通じて地域の情報発信のサポートをするなど、「地域」と「人」の橋渡しの役割を担うとともに、高速道路上での災害や事故等の緊急時には広告媒体を活用してお客さまに情報提供し、お客さまの安全・安心に繋げることを目的としてN E X C O 西日本コミュニケーションズ㈱を設立しました。これに伴い、当社の連結子会社が1社増加しています。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、下記の会社が新たに当社の連結子会社となっています。

名称	住所	資本金 (百万 円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
N E X C O 西日 本コミュニケー ションズ㈱	大阪市淀川区	35	その他	100.0	S A ・ P A の商業施設内外における 広告媒体の管理、運営及び販売を委 託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 当社従業員2名

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しています。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	12,078
受託事業	<1,413>
S A・P A事業	715
その他	<1,425>
全社(共通)	400 <37>
計	13,193 <2,875>

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は当中間連結会計期間の平均人員を< >で外書きしています。
2. 高速道路事業及び受託事業、S A・P A事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。
3. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成25年9月30日現在

従業員数(人)	2,360
---------	-------

- (注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、底堅い個人消費や企業の設備投資の持ち直しの動きを反映して、緩やかな回復基調にありました。経済対策の効果から公共投資も増加傾向をたどり、先行きの経済も緩やかに回復していくと期待されますが、海外経済の不確実性は大きい状況となっています。

このような事業環境のもと、当社グループが管理する高速道路の通行台数は、前年同期比4.6%の増加となり高速道路事業の料金収入は、305,804百万円(前年同期比3.2%増)となりました。

高速道路事業以外の事業については、S A・P A事業を中心に展開しました。

その結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益が406,108百万円(前中間連結会計期間比20.6%増)、営業費用が395,782百万円(同22.0%増)、営業利益が10,325百万円(同15.4%減)、経常利益が11,188百万円(同18.6%減)となり、法人税等を控除した中間純利益は5,082百万円(同40.9%減)となりました。

なお、各セグメントの概要は次のとおりです。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と平成18年3月31日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定(以下「全国路線網協定」といいます。))」、「一般国道31号(広島呉道路)に関する協定(以下「広島呉道路協定」といいます。))」、「一般国道165号及び一般国道166号(南阪奈道路)に関する協定(以下「南阪奈道路協定」といいます。))」及び「一般国道201号(八木山バイパス)に関する協定(以下「八木山バイパス協定」といいます。))」(その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。))並びに道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。))第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

このうち、道路管理事業においては、高速道路ネットワークを将来にわたって持続可能で的確な維持管理・更新を行うため、橋梁をはじめとした高速道路資産の長期保全及び更新のあり方について、予防保全の観点も考慮に入れた技術的見地より基本的な方策を検討するための委員会を設立し、大規模更新及び大規模修繕の必要要件に関する検討を行いました。加えて、お客さま満足度を最大限に向上させるため、高速道路の維持管理業務を担う当社出資の子会社(パートナー会社)17社全体が保有するスキル・ノウハウを結集し、災害対応力の強化を図るとともに、老朽化した道路構造物に対し点検から補修までのトータルマネジメントの確立を図るなど維持管理業務の改善を行いました。また、E T Cの利用促進を図るとともに、マイレージ割引などE T Cを活用した各種料金割引に加え、高速道路利便増進事業の料金割引や、S A・P Aのトイレの設備改善などを実施しました。

一方、道路建設事業においては、ネットワークバリュー(注)の最大化を実現するため、高速道路ネットワークの形成・充実を図るとともに、その着実な整備を行い、平成25年4月21日には京都縦貫自動車道(沓掛インターチェンジ~大山崎ジャンクション・インターチェンジ)が開通しました。

その結果、道路資産完成高・完成原価の増加により、営業収益は381,164百万円(前中間連結会計期間比23.2%増)、営業費用については、373,835百万円(同24.7%増)となり、営業利益は7,328百万円(同23.8%減)となりました。

(注) 繋がって一つのシステムとして機能することにより生み出される価値。

(受託事業)

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、東九州自動車道などの国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式(注)に係る高速自動車国道の新設(以下「直轄高速道路事業」といいます。)や一般国道24号の改築事業をはじめとする国や地方公共団体等からの委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。その結果、当中間連結会計期間の営業収益は3,125百万円(前中間連結会計期間比45.9%減)、営業費用は3,141百万円(同45.6%減)となり、営業損失は15百万円(前中間連結会計期間は営業利益3百万円)となりました。

(注) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

(S A・P A事業)

S A・P A事業においては、テナント各社と協力し、S A・P Aを「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」への変革を目指し、地域性や交通特性などを踏まえた店づくりとして、S A・P Aのブランド化を進めています。ブランド化にあたっては、「おもてなしの心」でサービスを提供する「モテナス」を展開し、地域の特色を活かしたサービスを提供する「アドヴァンストエリア」として大分自動車道山田サービスエリア(上り線)、特別なコンセプトを持つ旅の目的地となる「パヴァリエ」として名神高速道路大津サービスエリア(下り線)など2店舗をリニューアルオープンしました。

なお、当中間連結会計期間の営業収益は18,199百万円(前中間連結会計期間比1.9%増)、営業費用は14,574百万円(同3.6%増)となり、営業利益は3,624百万円(同4.3%減)となりました。

(その他)

その他においては、福岡市天神地区における駐車場事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2ヶ所におけるトラックターミナル事業、建設等のコンサルティング事業、S A・P A等における広告媒体の管理、運営及び販売事業等を行っています。

当中間連結会計期間のその他全体としては、営業収益は3,976百万円(前中間連結会計期間比6.1%増)、営業費用は4,600百万円(同7.0%減)となり、営業損失は624百万円(前中間連結会計期間は営業損失1,202百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の中間期末残高は、74,220百万円(前中間連結会計期間比22.5%増)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は38,832百万円(前中間連結会計期間比31.6%減)となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益11,830百万円に加え、減価償却費が10,419百万円となった一方、たな卸資産の増加額が25,421百万円及び仕入債務の減少額が21,586百万円となったことなどによるものです。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであり、かかる資産は、中間連結貸借対照表の「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されます。なお、その建設資金には財務活動の結果得られた資金を充当しています。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は16,049百万円(前中間連結会計期間比17.5%増)となりました。これは主に、E T C装置、料金収受機械等の設備投資17,951百万円などの使用によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は17,622百万円(前中間連結会計期間比53.8%減)となりました。これは主に、長期借入れ及び道路建設関係社債発行による資金の獲得69,833百万円があった一方、長期借入金の返済及び道路建設関係社債償還による資金の使用50,170百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。))第15条第1項による債務引受額50,000百万円を含みます。)によるものです。

なお、建設投資(仕掛道路資産)に係る有利子負債は、建設投資(仕掛道路資産)を機構に引き渡す際に同時に機構が債務を引受けいたします。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントごとの業績に関連付けて記載しています。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

5【経営上の重要な契約等】

機構と締結する協定について

当社及び機構は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付で締結した協定のうち全国路線網協定について、一般国道42号(湯浅御坊道路)の4車線化着手、スマートインターチェンジ(近畿自動車道松原那智勝浦線 和歌山南スマートインターチェンジ他6箇所)の着手等を反映し、平成25年6月11日付で協定の一部を変更しています。

6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動の重要テーマは、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」、「事業の効率化(コスト削減、計画保全)に寄与するための技術開発」及び「地球環境の保全・地球環境との調和」であり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、473百万円であります。

また、当社、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)の3社は、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図るため、(株)高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しています。

(1) 高速道路事業に係る研究開発費は468百万円であります。

(2) その他に係る研究開発費は5百万円であります。

(3) 受託事業及びS A・P A事業につきましては、特記すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在し、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

高速道路事業の非営利性等について

高速道路事業においては、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)及び機構法の規定により機構と締結した協定並びに特措法の規定による事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を徴収、かかる料金収入から機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てています。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされています。なお、各連結会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、当面の間は、経営基盤の強化を図ることを優先し、自己資本の充実に努めていきたいと考えています。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされています。(注)

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しています。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表ないし中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)との間に、連帯債務関係が生じています(日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条)。

(注) 平成25年3月21日に変更しました全国路線網協定に基づき実施することとしている、道路構造物にかかる緊急修繕につきましては、その一部について上記のスキームに拠らず当社で費用を負担するものがあります。なお、当社の費用負担で形成される道路資産につきましても、機構に帰属するものとされています。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っていますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1)中間連結財務諸表 注記事項」の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載していますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えています。

仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しています。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

完成工事高の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託業務営業収益等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っています。

ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しています。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

固定資産の減損

当社グループにおいては、平成17年10月1日の当社設立に際し、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき、原則として全ての固定資産を時価で評価しています。なお、当中間連結会計期間においては、減損処理は行っていません。

(3) 経営成績の分析

営業収益

当中間連結会計期間における高速道路事業の営業収益については、道路資産完成高の増加等により381,164百万円（前中間連結会計期間比23.2%増）となりました。受託事業の営業収益については、直轄高速道路事業を中心に3,125百万円（同45.9%減）、SA・PA事業の営業収益については18,199百万円（同1.9%増）、その他の営業収益については3,976百万円（同6.1%増）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業収益合計は、406,108百万円（同20.6%増）となりました。

営業利益

当中間連結会計期間における高速道路事業の営業費用については、道路資産完成原価が増加したこと等により373,835百万円（前中間連結会計期間比24.7%増）となりました。受託事業の営業費用については、直轄高速道路事業を中心に3,141百万円（同45.6%減）、SA・PA事業の営業費用については14,574百万円（同3.6%増）、その他の営業費用については4,600百万円（同7.0%減）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業費用合計は、395,782百万円（同22.0%増）となりました。

その結果、当中間連結会計期間における営業利益は10,325百万円（同15.4%減）となりました。その内訳は、高速道路事業が営業利益7,328百万円（同23.8%減）、受託事業が営業損失15百万円（前中間連結会計期間は営業利益3百万円）、SA・PA事業が営業利益3,624百万円（前中間連結会計期間比4.3%減）、その他が営業損失624百万円（前中間連結会計期間は営業損失1,202百万円）であります。

営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、受取利息46百万円（前中間連結会計期間比38.6%増）、土地物件貸付料301百万円（同12.9%増）及び負ののれん償却額207百万円（前中間連結会計期間と同額）等の計上により948百万円（前中間連結会計期間比42.8%減）となり、営業外費用は支払利息26百万円（同12.4%減）及びたな卸資産処分損13百万円（同49.8%減）等の計上により85百万円（同30.7%減）となりました。

経常利益

上記の結果、当中間連結会計期間の経常利益は11,188百万円（前中間連結会計期間比18.6%減）となりました。

特別損益

当中間連結会計期間の特別利益は、固定資産売却益32百万円（前中間連結会計期間比37.6%減）及び負ののれん発生益1,386百万円（同73.7%増）等の計上により1,501百万円（同54.6%増）となり、特別損失は固定資産売却損22百万円（同23.4%増）、固定資産除却損36百万円（同24.8%増）及び損害賠償金707百万円（前中間連結会計期間は12百万円）等の計上により859百万円（前中間連結会計期間は89百万円）となりました。

中間純利益

上記の結果、税金等調整前中間純利益は11,830百万円（前中間連結会計期間比19.1%減）となり、これに法人税等合計6,740百万円（同11.4%増）及び少数株主利益7百万円（前中間連結会計期間は少数株主損失23百万円）を控除した中間純利益は5,082百万円（前中間連結会計期間比40.9%減）となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しています。

資金調達

資金調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（普通社債）の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施しました。

資金需要と設備投資

今後の当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であります。資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しています。

第3【設備の状況】

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1)主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、西日本高速道路メンテナンス関西㈱が高速道路事業に関する資産を取得しました。また、西日本高速道路エンジニアリング関西㈱他が㈱アシスト他と合併したことにより、㈱アシスト他が保有していた資産が、当社グループの主要な設備となりました。その他、NEXCO西日本コミュニケーションズ㈱が新たに当社の連結子会社となったことにより、当該連結子会社が保有する資産が、当社グループの主要な設備となりました。その設備の状況は以下のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及 び構築 物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積千 ㎡)	リース 資産	その他	合計	
西日本高速道路メ ンテナンス関西㈱	本社他(大阪 府茨木市他)	高速道路事業	事務所他	469	133	317 (6)	-	179	1,100	202
西日本高速道路メ ンテナンス九州㈱	本社他(福岡 市中央区他)	高速道路事業	事務所他	59	1	88 (2)	-	29	178	393
西日本高速道路エ ンジニアリング関 西㈱	本社他(大阪 府茨木市他)	高速道路事業	社屋他	902	-	1,135 (5)	-	-	2,037	554
西日本高速道路エ ンジニアリング中 国㈱	本社他(広島 市西区他)	高速道路事業	社屋他	709	154	1,016 (25)	-	359	2,240	607
㈱ドユー大地	本社他(広島 市西区他)	高速道路事業	事務所他	255	8	199 (2)	-	23	487	59
NEXCO西日本 コミュニケーションズ ㈱	本社(大阪市 淀川区)	その他	工具、器具 及び備品他	2	-	-	-	8	11	7

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定及び無形固定資産の合計であります。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 上記金額には消費税等は含まれていません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した主要な設備の新設の計画について、以下のとおり追加又は変更しました。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完了後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
西日本高速道路メンテナンス関西(株)	和歌山県和歌山市	高速道路事業	倉庫等	204	60	自己資金	平成25年4月	平成25年10月	
西日本高速道路エンジニアリング中国(株)	広島県山県郡北広島町	高速道路事業	建物	31	31	自己資金	平成25年1月	平成25年4月 (注1)	
西日本高速道路エンジニアリング九州(株)	福岡市博多区	高速道路事業	土地	773		自己資金	平成25年10月	平成25年11月	
当社 大津サービスエリア(下り線)他2箇所	滋賀県大津市他	S A・P A 事業	営業用建物 他	1,463	422	自己資金	平成25年4月	平成26年3月	
西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)	大阪市北区 他	S A・P A 事業	営業用システム 他	160		自己資金	平成25年10月	平成26年3月	
(株)ボーチェ・オアシス	岡山県倉敷市他	S A・P A 事業	建物附帯設備 他	210		自己資金	平成25年10月	平成26年3月	

(注) 1. 平成25年4月に西日本高速道路エンジニアリング中国(株)において完了しています。

2. 上記金額には消費税等は含まれていません。

2【道路資産】

(1)主要な道路資産の状況

当社は、当中間連結会計期間において、高速自動車国道中央自動車道西宮線等の新設、改築及び修繕並びに一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）の修繕等を通じ総額98,101百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産として当社が借受けることとなった道路資産は、総額74,086百万円であり、その内訳は下記のとおりです。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線	新設 （徳島インターチェンジ～徳島ジャンクション～鳴門ジャンクション）	平成25年6月	2,837
高速自動車国道東九州自動車道	新設 （日向インターチェンジ～都農インターチェンジ）	平成25年7月	158
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	新設 （沓掛インターチェンジ～大山崎ジャンクション）	平成25年4月	43,577
高速自動車国道中央自動車道西宮線	改築 （大山崎ジャンクション）	平成25年4月	12,050
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	改築 （篠インターチェンジ）	平成25年4月	486
高速自動車国道中央自動車道西宮線	修繕	平成25年6月 平成25年9月	14,734
一般国道31号（広島呉道路）	修繕	平成25年6月	6
一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）	修繕	平成25年6月 平成25年9月	4
一般国道201号（八木山バイパス）	修繕	平成25年6月 平成25年9月	165
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	災害復旧	平成25年9月	64
合計			74,086

（注）1．仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しています。

2．道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれていません。

主要な道路資産に係る当連結会計年度の年間賃借料（注）は、全国路線網が378,673百万円、一の路線が3,773百万円、合計382,446百万円にそれぞれ変更されています。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産です。

（注）これらの賃借料は、全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。なお、賃借料には消費税等は含まれていません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった当社の道路資産にかかる重要な建設計画について、当中間連結会計期間において下記のとおり追加・変更しました。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手 (注4)	完了 (注5)
高速自動車国道中央自動車道西宮線	30,683	1,926 [14,279]	平成5年8月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	96,393	22,907 [45,429]	平成9年9月	平成27年3月
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	1,830,677	171,578 [105,403]	平成5年12月	平成36年3月
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線(注6)	94,772	3,193 [72,876]	平成3年10月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	66,601	990 [32,510]	昭和54年3月	平成33年3月
高速自動車国道中国縦貫自動車道	23,547	1,298 [17,957]	平成16年6月	平成28年3月
高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	25,540	0 [22,067]	平成8年7月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	68,810	2,322 [-]	平成18年4月	平成33年3月
高速自動車国道四国縦貫自動車道	2,158	315 [593]	平成11年1月	平成33年3月
高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線	267,372	72,209 [29,720]	平成6年1月	平成33年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	18,058	5,814 [3,678]	平成16年6月	平成30年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	6,412	172 [4,446]	平成18年4月	平成29年3月
高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線	39,216	566 [1,067]	昭和48年9月	平成33年3月
高速自動車国道東九州自動車道	410,897	150,483 [121,096]	平成5年12月	平成32年3月
一般国道478号(京都縦貫自動車道)	57,403	3,770 [48,161]	平成13年6月	平成27年3月
一般国道42号(湯浅御坊道路)	76,729	96 [-]	平成25年7月	平成33年12月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しています。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しています。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれています。
3. 当中間連結会計期間末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしています。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に着手した路線については、日本道路公団が着手した時期を記載しています。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。なお、完了年度は路線のうち最も遅い区間の完了年度を記載しています。
6. 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線のうち「暫定2車線区間の4車線化事業」については、「平成21年度第1次補正予算の執行見直しについて」(平成21年10月16日閣議決定)により執行が停止していますが、当該区間の建設予定金額の総額に含めて記載をしています。
7. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降最大で1,853,281百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で40,143百万円と見込んでいます。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年12月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	95,000,000	95,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。
計	95,000,000	95,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年9月30日	-	95,000,000	-	47,500	-	47,500

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	94,956,798	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,202	0.05
計	-	95,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 94,999,900	949,999	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	95,000,000	-	-
総株主の議決権	-	949,999	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】
（1）【中間連結財務諸表】
【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,010	64,783
高速道路事業営業未収入金	59,281	82,338
短期貸付金	11,539	1,038
有価証券	62,000	8,500
仕掛道路資産	444,877	468,697
その他	35,654	34,314
貸倒引当金	16	23
流動資産合計	650,347	659,648
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	86,022	87,927
減価償却累計額	24,083	25,208
減損損失累計額	141	141
建物及び構築物（純額）	61,797	62,577
機械装置及び運搬具	123,912	125,838
減価償却累計額	75,675	80,831
機械装置及び運搬具（純額）	48,236	45,007
土地	83,860	84,824
その他	22,425	25,612
減価償却累計額	9,805	10,683
その他（純額）	12,620	14,929
有形固定資産合計	206,514	207,339
無形固定資産	9,907	8,865
投資その他の資産		
長期前払費用	1,725	1,672
その他	11,333	10,064
貸倒引当金	328	330
投資その他の資産合計	12,731	11,407
固定資産合計	229,152	227,611
繰延資産	440	485
資産合計	¹ 879,941	¹ 887,745

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	111,101	101,588
1年内返済予定の長期借入金	51	6
未払法人税等	3,206	7,950
受託業務前受金	5,671	7,216
前受金	1,554	1,560
賞与引当金	3,488	4,063
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	85	72
回数券払戻引当金	172	169
その他	43,444	24,876
流動負債合計	168,775	147,505
固定負債		
道路建設関係社債	¹ 344,842	¹ 354,902
道路建設関係長期借入金	105,000	115,000
長期借入金	234	108
退職給付引当金	65,151	66,494
役員退職慰労引当金	280	273
ETCマイレージサービス引当金	6,240	6,980
その他	23,862	24,469
固定負債合計	545,612	568,228
負債合計	714,388	715,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金	55,497	55,497
利益剰余金	61,602	68,821
株主資本合計	164,600	171,819
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16	34
為替換算調整勘定	6	8
その他の包括利益累計額合計	23	43
少数株主持分	929	149
純資産合計	165,553	172,011
負債・純資産合計	879,941	887,745

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
営業収益	336,613	406,108
営業費用		
道路資産賃借料	203,706	212,268
高速道路等事業管理費及び売上原価	89,241	151,862
販売費及び一般管理費	¹ 31,457	¹ 31,652
営業費用合計	324,405	395,782
営業利益	12,208	10,325
営業外収益		
受取利息	33	46
受取配当金	7	8
負ののれん償却額	207	207
土地物件貸付料	267	301
持分法による投資利益	702	89
その他	440	294
営業外収益合計	1,659	948
営業外費用		
支払利息	29	26
損害賠償金	10	11
たな卸資産処分損	26	13
その他	56	34
営業外費用合計	124	85
経常利益	13,743	11,188
特別利益		
固定資産売却益	² 51	² 32
負ののれん発生益	798	1,386
その他	121	82
特別利益合計	971	1,501
特別損失		
固定資産売却損	³ 17	³ 22
固定資産除却損	⁴ 29	⁴ 36
損害賠償金	12	707
その他	29	93
特別損失合計	89	859
税金等調整前中間純利益	14,624	11,830
法人税、住民税及び事業税	7,079	7,444
法人税等調整額	1,031	703
法人税等合計	6,048	6,740
少数株主損益調整前中間純利益	8,576	5,090
少数株主利益又は少数株主損失()	23	7
中間純利益	8,600	5,082

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	8,576	5,090
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	16
為替換算調整勘定	2	2
持分法適用会社に対する持分相当額	3	0
その他の包括利益合計	3	20
中間包括利益	8,573	5,110
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	8,596	5,102
少数株主に係る中間包括利益	22	7

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	47,500	47,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500
資本剰余金		
当期首残高	55,497	55,497
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	55,497	55,497
利益剰余金		
当期首残高	55,169	61,602
当中間期変動額		
中間純利益	8,600	5,082
連結子会社の増加に伴う増加高	-	2,135
当中間期変動額合計	8,600	7,218
当中間期末残高	63,769	68,821
株主資本合計		
当期首残高	158,166	164,600
当中間期変動額		
中間純利益	8,600	5,082
連結子会社の増加に伴う増加高	-	2,135
当中間期変動額合計	8,600	7,218
当中間期末残高	166,766	171,819
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	22	16
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1	17
当中間期変動額合計	1	17
当中間期末残高	24	34
為替換算調整勘定		
当期首残高	2	6
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2	2
当中間期変動額合計	2	2
当中間期末残高	4	8
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	25	23
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	3	20
当中間期変動額合計	3	20

当中間期末残高

29

43

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主持分		
当期首残高	3,166	929
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	24	780
当中間期変動額合計	24	780
当中間期末残高	3,191	149
純資産合計		
当期首残高	161,308	165,553
当中間期変動額		
中間純利益	8,600	5,082
連結子会社の増加に伴う増加高	-	2,135
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	21	760
当中間期変動額合計	8,621	6,457
当中間期末残高	169,929	172,011

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	14,624	11,830
減価償却費	10,855	10,419
負ののれん償却額	207	207
負ののれん発生益	798	1,386
退職給付引当金の増減額（は減少）	692	1,305
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	116	45
賞与引当金の増減額（は減少）	565	570
ETCマイレージサービス引当金の増減額（は減少）	780	739
貸倒引当金の増減額（は減少）	5	9
受取利息及び受取配当金	40	54
支払利息	2,588	2,912
固定資産売却損益（は益）	33	10
固定資産除却損	406	313
売上債権の増減額（は増加）	6,750	17,189
たな卸資産の増減額（は増加）	76,588	25,421
仕入債務の増減額（は減少）	6,324	21,586
その他	1,493	3,329
小計	48,344	34,470
利息及び配当金の受取額	65	110
利息の支払額	2,558	2,781
法人税等の支払額	6,064	2,734
法人税等の還付額	136	1,043
営業活動によるキャッシュ・フロー	56,765	38,832
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	54	52
定期預金の払戻による収入	108	238
固定資産の取得による支出	13,572	17,951
固定資産の売却による収入	113	916
投資有価証券の取得による支出	97	-
投資有価証券の売却及び償還による収入	1	898
関係会社株式の取得による支出	198	75
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	52	-
その他	12	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,660	16,049
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	104	1,533
長期借入れによる収入	10,019	20,000
長期借入金の返済による支出	16,384	10,170
道路建設関係社債発行による収入	44,906	49,833
道路建設関係社債償還による支出	-	40,000
その他	293	506
財務活動によるキャッシュ・フロー	38,143	17,622

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	1
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	32,284	37,257
現金及び現金同等物の期首残高	92,794	110,262
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	15	1,216
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額（は減少）	50	-
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 60,575	¹ 74,220

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

(注) 前中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローの長期借入金の返済による支出 16,384百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 16,302百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額 76,588百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額11,808百万円が含まれています。

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローの道路建設関係社債償還による支出 40,000百万円及び長期借入金の返済による支出 10,170百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 40,000百万円及び 10,000百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額 25,421百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額74,086百万円が含まれています。

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 27社

主要な連結子会社の名称
西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

沖縄道路サービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

(3) 連結の範囲の変更

当中間連結会計期間において新たにNEXCO西日本コミュニケーションズ(株)を設立したため、連結の範囲に含めています。また、従来持分法を適用していない非連結子会社であった(株)アシスト、(株)ミライズ、(株)アレックス及び(株)ケイケイエムは、重要性が増したため、当中間連結会計期間期首より連結子会社となりました。

ただし、(株)アシスト及び(株)ミライズは平成25年9月30日付け、(株)アレックス及び(株)ケイケイエムは平成25年9月18日付けで他の連結子会社との合併により消滅会社となったため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

会社名
沖縄道路サービス(株)

(2) 持分法適用の関連会社数 6社

主要な会社名
九州高速道路ターミナル(株)

(3) 持分法を適用していない非連結子会社(株)ハートネット)及び関連会社(TSK(株))は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっています。

たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

商品・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しています。

ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度（一部の連結子会社は発生した連結会計年度）から費用処理しています。

なお、連結子会社のうち1社は、会計基準変更時差異（256百万円）を15年による均等額で費用処理しています。

役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しています。

ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(7) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(8) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めていた「損害賠償金」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、営業外費用の「その他」に表示していた67百万円は、「損害賠償金」10百万円、「その他」56百万円として組替えています。

(中間連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
道路建設関係社債	344,842百万円 (額面額 345,400百万円)	354,902百万円 (額面額 355,400百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	140,000	150,000

2 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	3,941,239百万円	3,594,621百万円
東日本高速道路株式会社	7,336	4,045
中日本高速道路株式会社	5,455	3,479
計	3,954,032	3,602,145

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っています。

日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	7,045百万円	5,872百万円

民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	304,000百万円	284,000百万円

3 当座貸越契約

当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等5金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
当座貸越極度額	100,380百万円	100,050百万円
借入実行残高	330	-
差引額	100,050	100,050

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
給与手当	5,508百万円	5,524百万円
賞与引当金繰入額	856	885
役員退職慰労引当金繰入額	52	46
E T Cマイレージサービス引当 金繰入額	5,839	6,980
利用促進費	8,893	7,837

2 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
機械装置及び運搬具	1百万円	31百万円
土地	50	-
その他	-	0
計	51	32

3 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
建物及び構築物	4百万円	11百万円
機械装置及び運搬具	-	0
土地	13	5
その他	-	5
計	17	22

4 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
建物及び構築物	23百万円	29百万円
機械装置及び運搬具	0	0
その他	2	2
無形固定資産	2	4
計	29	36

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	19,308百万円	64,783百万円
契約期間3ヶ月以内の売戻条件付現 先(短期貸付金勘定)	-	1,000
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	41,500	8,500
計	60,808	74,283
預入期間3ヶ月超の定期預金(現金 及び預金勘定)	232	62
現金及び現金同等物	60,575	74,220

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末(期末)残高相当額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	274百万円	253百万円	20百万円
その他	315	302	12
無形固定資産	55	54	1
合計	645	610	34

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
機械装置及び運搬具	118百万円	116百万円	2百万円
その他	73	66	7
無形固定資産	7	7	-
合計	199	190	9

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。

(2) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額等

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	25百万円	9百万円
1年超	9	0
合計	34	9

(注) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間期末(期末)残高が有形固定資産の中間期末(期末)残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
支払リース料	84百万円	10百万円
減価償却費相当額	84	10

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(5) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	382,446百万円	441,423百万円
1年超	17,086,511	16,814,831
合計	17,468,958	17,256,255

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適切かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入 - 加算基準額）が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額 - 実績料金収入）が減算されます。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	335百万円	319百万円
1年超	509	503
合計	845	822

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません(注)2.参照)。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	37,010	37,010	-
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	59,281 16		
	59,265	59,265	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	62,232	62,232	-
資産計	158,507	158,507	-
(1) 高速道路事業営業未払金	111,101	111,101	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	51	51	0
(3) 道路建設関係社債	344,842	364,297	19,454
(4) 道路建設関係長期借入金	105,000	105,081	81
(5) 長期借入金	234	247	12
負債計	561,229	580,779	19,549

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	64,783	64,783	-
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	82,338 23		
	82,314	82,314	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	8,771	8,771	-
資産計	155,869	155,869	-
(1) 高速道路事業営業未払金	101,588	101,588	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	6	6	0
(3) 道路建設関係社債	354,902	371,355	16,452
(4) 道路建設関係長期借入金	115,000	115,035	35
(5) 長期借入金	108	123	14
負債計	571,606	588,109	16,502

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、譲渡性預金はすべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 道路建設関係長期借入金、(5) 長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 道路建設関係社債

これらの時価は、公社債店頭売買参考統計値に表示されている当社発行の債券ごとの価格をもって算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
非上場株式	4,327	3,718

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	129	71	57
	(2) 債券	100	99	0
	(3) その他	-	-	-
	小計	229	171	58
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2	2	0
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	62,000	62,000	-
	小計	62,002	62,002	0
合計		62,232	62,173	58

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	160	69	90
	(2) 債券	100	99	0
	(3) その他	-	-	-
	小計	260	169	91
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2	2	0
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	8,508	8,513	4
	小計	8,511	8,515	4
合計		8,771	8,684	86

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成25年3月31日)

重要なデリバティブ取引はありません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

重要なデリバティブ取引はありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

共通支配下の取引等

1. 子会社株式の追加取得

グループ経営を一段と強化するため、少数株主が保有する株式を追加取得しました。

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称	西日本高速道路エンジニアリング関西(株) 西日本高速道路エンジニアリング中国(株) 西日本高速道路エンジニアリング四国(株) (株)アシスト	
事業の内容	西日本高速道路エンジニアリング関西(株) 西日本高速道路エンジニアリング中国(株) 西日本高速道路エンジニアリング四国(株)	高速道路の点検・管理事業
	(株)アシスト	不動産賃貸業
企業結合日	西日本高速道路エンジニアリング関西(株) 西日本高速道路エンジニアリング中国(株) 西日本高速道路エンジニアリング四国(株) (株)アシスト	平成25年7月22日 平成25年6月10日 平成25年5月7日 平成25年5月14日
企業結合の法的形式	株式取得(追加取得)	
結合後企業の名称	変更はありません。	

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年12月26日企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会平成20年12月26日企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引等のうち少数株主との取引として処理しています。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内訳

西日本高速道路エンジニアリング関西(株)	取得の対価	44百万円
	取得原価	44
西日本高速道路エンジニアリング中国(株)	取得の対価	28百万円
	取得原価	28
西日本高速道路エンジニアリング四国(株)	取得の対価	3百万円
	取得原価	3
(株)アシスト	取得の対価	123百万円
	取得原価	123

発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(ア) 発生した負ののれん発生益の金額

西日本高速道路エンジニアリング関西(株)	139百万円
西日本高速道路エンジニアリング中国(株)	346
西日本高速道路エンジニアリング四国(株)	113
(株)アシスト	675

(イ) 発生原因

追加取得した子会社株式の取得原価が減少する少数株主持分の額を下回っていたため発生したものです。

2. 子会社の吸収合併

当社グループ全体の経営資源の効率的活用を図るため、連結子会社間の吸収合併を行いました。

(1) 取引の概要

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
結合当事企業の名称	西日本高速道路エンジニアリング関西(株)	(株)アシスト
事業の内容	高速道路の点検・管理事業	不動産賃貸業
企業結合日	平成25年9月30日	
結合後企業の名称	西日本高速道路エンジニアリング関西(株)	

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
結合当事企業の名称	西日本高速道路エンジニアリング中国(株)	(株)ミライズ
事業の内容	高速道路の点検・管理事業	高速道路の保全事業
企業結合日	平成25年9月30日	
結合後企業の名称	西日本高速道路エンジニアリング中国(株)	

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
結合当事企業の名称	(株)ドュー大地	(株)アレックス
事業の内容	道路及び附帯する施設の調査設計	不動産賃貸業
企業結合日	平成25年9月18日	
結合後企業の名称	(株)ドュー大地	

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
結合当事企業の名称	西日本高速道路メンテナンス九州(株)	ケイケイエム(株)
事業の内容	高速道路の保全事業	高速道路の保全事業
企業結合日	平成25年9月18日	
結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス九州(株)	

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
期首残高	257百万円	261百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7	11
時の経過による調整額	5	2
資産除去債務の履行による減少額	7	16
その他増減額(は減少)	-	19
中間期末(期末)残高	261	239

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、期中増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
賃貸等不動産		
中間連結貸借対照表計上額 (連結貸借対照表計上額)		
期首残高	2,673	2,597
期中増減額	75	693
中間期末(期末)残高	2,597	3,290
中間期末(期末)時価	2,232	2,916
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
中間連結貸借対照表計上額 (連結貸借対照表計上額)		
期首残高	86,952	88,369
期中増減額	1,416	1,297
中間期末(期末)残高	88,369	89,667
中間期末(期末)時価	87,105	85,607

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は、サービスエリア、パーキングエリアの建物(1,686百万円)及び建設仮勘定(2,877百万円)であり、主な減少額は減価償却費(1,827百万円)です。当中間連結会計期間の主な増加額は、サービスエリア、パーキングエリアの建物(1,584百万円)であり、主な減少額は減価償却費(943百万円)です。

3. 時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準拠して自社で算定した金額です。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「高速道路事業」、「受託事業」、「SA・PA事業」の3つを報告セグメントとして事業を展開しています。「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っています。「受託事業」は、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っています。「SA・PA事業」は高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

たな卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しています。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結 財務諸表 計上額 (注)3
	高速道路 事業	受託 事業	SA・PA 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	309,419	5,780	17,855	333,055	3,558	336,613	-	336,613
セグメント間の内部売上高 又は振替高	16	-	2	18	188	206	206	-
計	309,436	5,780	17,857	333,074	3,746	336,820	206	336,613
セグメント利益又は損失()	9,619	3	3,788	13,411	1,202	12,208	0	12,208
セグメント資産	574,271	6,756	103,332	684,361	10,965	695,327	79,464	774,791
その他の項目								
減価償却費	8,708	0	911	9,620	170	9,790	1,064	10,855
持分法適用会社への投資額	1,724	-	825	2,550	573	3,123	-	3,123
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	4,548	-	1,005	5,553	146	5,700	1,845	7,545

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去です。

(2) セグメント資産の調整額79,464百万円には、債権の相殺消去 10,640百万円、全社資産 90,105百万円が含まれています。

(3) 減価償却費の調整額1,064百万円は、全社資産の減価償却費です。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額1,845百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失()は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結 財務諸表 計上額 (注)3
	高速道路 事業	受託 事業	S A ・ P A 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	381,149	3,125	18,172	402,447	3,660	406,108	-	406,108
セグメント間の内部売上高 又は振替高	14	-	27	41	315	357	357	-
計	381,164	3,125	18,199	402,489	3,976	406,465	357	406,108
セグメント利益又は損失()	7,328	15	3,624	10,937	624	10,313	12	10,325
セグメント資産	669,426	9,030	109,528	787,985	11,941	799,927	87,818	887,745
その他の項目								
減価償却費	8,096	0	987	9,083	170	9,254	1,165	10,419
持分法適用会社への投資額	1,951	-	854	2,806	546	3,352	-	3,352
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	6,965	-	2,046	9,012	177	9,189	1,095	10,284

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去です。

(2) セグメント資産の調整額87,818百万円には、債権の相殺消去 15,741百万円、全社資産103,559百万円が含まれています。

(3) 減価償却費の調整額1,165百万円は、全社資産の減価償却費です。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額1,095百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失()は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

前中間連結会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	296,314	11,808	28,491	336,613

当中間連結会計期間（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	305,804	74,086	26,217	406,108

2. 地域ごとの情報

前中間連結会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

当中間連結会計期間（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

前中間連結会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	11,808	高速道路事業

当中間連結会計期間（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	74,086	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	7	7
当中間期末残高	277	277

なお、平成22年 4月 1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	207	207
当中間期末残高	6,316	6,316

当中間連結会計期間（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	7	7
当中間期末残高	263	263

なお、平成22年 4月 1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	207	207
当中間期末残高	5,900	5,900

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

当中間連結会計期間に、高速道路事業において798百万円の負ののれん発生益を計上しています。これは、平成24年 5月23日付で(株)富士技建及び(株)ドーユー大地の株式を取得し、連結子会社化したことによるものです。

当中間連結会計期間（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日）

当中間連結会計期間に、高速道路事業において711百万円及びその他において675百万円の負ののれん発生益を計上しています。これは主に、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)他 2社の株式を追加取得したこと（600百万円）及び(株)アシストが少数株主から自己株式を取得したこと（675百万円）によるものです。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
1株当たり中間純利益金額	90.53円	53.50円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	8,600	5,082
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	8,600	5,082
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
1株当たり純資産額	1,732.88円	1,809.07円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	165,553	172,011
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	929	149
(うち少数株主持分)(百万円)	(929)	(149)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	164,623	171,862
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

1. 多額な社債の発行

当社は、平成25年3月21日開催の取締役会の決議（社債144,500百万円以内）に基づき、平成25年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第20回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	25,000百万円
利率	年0.759パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	平成25年11月13日
償還期日	平成35年9月20日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

2. 多額な資金の借入

当社は、平成25年7月18日開催の取締役会の決議（借入金264,100百万円以内）に基づき、平成25年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行しました。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほ銀行他9金融機関
借入金額	20,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成25年12月24日
返済期日	平成31年11月30日
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】
【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,324	58,831
高速道路事業営業未収入金	59,281	82,338
リース投資資産(純額)	10	10
有価証券	62,000	8,500
仕掛道路資産	446,320	470,334
原材料及び貯蔵品	1,703	1,607
その他	⁵ 37,029	⁵ 26,134
貸倒引当金	16	23
流動資産合計	638,653	647,733
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産	¹ 86,335	¹ 84,914
無形固定資産	4,495	3,904
高速道路事業固定資産合計	90,831	88,818
関連事業固定資産		
有形固定資産		
土地	67,484	67,482
その他(純額)	17,731	19,898
有形固定資産合計	¹ 85,215	¹ 87,380
無形固定資産	40	63
関連事業固定資産合計	85,256	87,444
各事業共用固定資産		
有形固定資産	¹ 21,130	¹ 20,370
無形固定資産	3,663	3,335
各事業共用固定資産合計	24,794	23,706
その他の固定資産		
有形固定資産	¹ 551	¹ 551
その他の固定資産合計	551	551
投資その他の資産		
投資その他の資産	9,660	10,652
貸倒引当金	304	302
投資その他の資産合計	9,356	10,349
固定資産合計	210,790	210,870
繰延資産	440	485
資産合計	² 849,884	² 859,089

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	125,911	105,724
1年以内返済予定長期借入金	3	3
リース債務	289	289
未払法人税等	2,308	6,645
賞与引当金	1,379	1,438
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	85	72
回数券払戻引当金	172	169
資産除去債務	16	-
その他	50,225	49,996
流動負債合計	180,393	164,339
固定負債		
道路建設関係社債	² 344,842	² 354,902
道路建設関係長期借入金	105,000	115,000
その他の長期借入金	27	26
リース債務	1,084	1,017
退職給付引当金	60,006	61,130
役員退職慰労引当金	39	43
ETCマイレージサービス引当金	6,240	6,980
関門トンネル事業履行義務債務	⁴ 2,825	⁴ 3,240
資産除去債務	177	190
その他	5,503	5,783
固定負債合計	525,748	548,314
負債合計	706,141	712,654
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金		
資本準備金	47,500	47,500
その他資本剰余金	7,997	7,997
資本剰余金合計	55,497	55,497
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	22,542	22,670
繰越利益剰余金	18,203	20,767
利益剰余金合計	40,745	43,437
株主資本合計	143,742	146,435
純資産合計	143,742	146,435
負債・純資産合計	849,884	859,089

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	308,476	380,281
営業費用	299,190	372,930
高速道路事業営業利益	9,285	7,350
関連事業営業損益		
営業収益		
直轄高速道路事業収入	637	138
受託業務収入	5,143	2,987
SA・PA事業収入	5,195	5,284
その他の事業収入	449	465
営業収益合計	11,424	8,875
営業費用		
直轄高速道路事業費	637	138
受託業務事業費	5,130	3,006
SA・PA事業費	3,137	3,553
その他の事業費用	1,414	1,197
営業費用合計	10,319	7,894
関連事業営業利益	1,105	981
全事業営業利益	10,390	8,331
営業外収益	¹ 6,386	¹ 1,034
営業外費用	² 71	² 37
経常利益	16,705	9,328
特別利益	³ 52	³ 31
特別損失	⁴ 18	⁴ 778
税引前中間純利益	16,739	8,582
法人税、住民税及び事業税	5,730	6,180
法人税等調整額	720	290
法人税等合計	5,010	5,890
中間純利益	11,729	2,692

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	47,500	47,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	47,500	47,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	47,500	47,500
その他資本剰余金		
当期首残高	7,997	7,997
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	7,997	7,997
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	22,399	22,542
当中間期変動額		
別途積立金の積立	142	128
当中間期変動額合計	142	128
当中間期末残高	22,542	22,670
繰越利益剰余金		
当期首残高	12,315	18,203
当中間期変動額		
別途積立金の積立	142	128
中間純利益	11,729	2,692
当中間期変動額合計	11,587	2,563
当中間期末残高	23,902	20,767
株主資本合計		
当期首残高	137,712	143,742
当中間期変動額		
中間純利益	11,729	2,692
当中間期変動額合計	11,729	2,692
当中間期末残高	149,442	146,435
純資産合計		
当期首残高	137,712	143,742
当中間期変動額		
中間純利益	11,729	2,692
当中間期変動額合計	11,729	2,692
当中間期末残高	149,442	146,435

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

(2) たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10～50年

構築物 10～45年

機械及び装置 5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しています。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(6) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しています。

(7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(2) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	100,149百万円	107,154百万円

2 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
道路建設関係社債	344,842百万円 (額面額 345,400百万円)	354,902百万円 (額面額 355,400百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	140,000	150,000

3 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	3,941,239百万円	3,594,621百万円
東日本高速道路株式会社	7,336	4,045
中日本高速道路株式会社	5,455	3,479
計	3,954,032	3,602,145

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っています。

日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	7,045百万円	5,872百万円

民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	304,000百万円	284,000百万円

4 関門トンネル事業履行義務債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当中間会計期間末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。

5 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しています。

6 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
当座貸越極度額	100,000百万円	100,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	100,000	100,000

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
受取利息	4百万円	3百万円
有価証券利息	25	30
受取配当金	5,750	589
土地物件貸付料	249	249

2 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
支払利息	3百万円	4百万円
たな卸資産処分損	26	13
損害賠償金	6	11

3 特別利益のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
固定資産売却益(機械及び装置)	- 百万円	1百万円
固定資産売却益(車両運搬具)	1	30
固定資産売却益(工具、器具及び備品)	-	0

4 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
固定資産売却損(機械及び装置)	- 百万円	0百万円
固定資産売却損(車両運搬具)	-	0
損害賠償金	12	707

5 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	8,595百万円	8,062百万円
無形固定資産	1,359	1,378

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末(期末)残高相当額

前事業年度(平成25年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	12百万円	11百万円	0百万円
合計	12	11	0

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い
ため、支払利子込み法により算定しています。

当中間会計期間(平成25年9月30日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
車両運搬具	3百万円	3百万円	-百万円
合計	3	3	-

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低い
ため、支払利子込み法により算定しています。

(2) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額等

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	0百万円	-百万円
1年超	-	-
合計	0	-

(注) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間期末(期末)残高が有形
固定資産の中間期末(期末)残高等に占める割合が低い
ため、支払利子込み法により算定して
います。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
支払リース料	0百万円	0百万円
減価償却費相当額	0	0

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(5) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	382,446百万円	441,423百万円
1年超	17,086,511	16,814,831
合計	17,468,958	17,256,255

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入 - 加算基準額）が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額 - 実績料金収入）が減算されます。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	193百万円	156百万円
1年超	279	233
合計	473	390

(有価証券関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式4,190百万円、関連会社株式1,669百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当中間会計期間(平成25年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式4,192百万円、関連会社株式1,669百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

「中間連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しています。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表(貸借対照表)に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
期首残高	190百万円	194百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	11
時の経過による調整額	3	1
資産除去債務の履行による減少額	-	16
中間期末(期末)残高	194	190

(1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	123.47円	28.34円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	11,729	2,692
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る中間純利益金額 (百万円)	11,729	2,692
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

1. 多額な社債の発行

当社は、平成25年3月21日開催の取締役会の決議（社債144,500百万円以内）に基づき、平成25年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第20回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	25,000百万円
利率	年0.759パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	平成25年11月13日
償還期日	平成35年9月20日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

2. 多額な資金の借入

当社は、平成25年7月18日開催の取締役会の決議（借入金264,100百万円以内）に基づき、平成25年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行しました。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほ銀行他9金融機関
借入金額	20,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成25年12月24日
返済期日	平成31年11月30日
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第8期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月27日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下「各社債」といいます。）には保証は付されていません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされています。各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとしします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

半期報告書提出日現在

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第11回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注1)	平成23年5月18日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第12回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注2)	平成23年9月15日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第13回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注3)	平成24年2月9日	15,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第14回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注3)	平成24年5月8日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第15回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注4)	平成24年9月12日	20,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第16回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注4)	平成24年11月13日	20,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第17回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年2月13日	15,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第18回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年5月20日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第19回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年9月5日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第20回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年11月13日	25,000	非上場・非登録

- (注) 1. 平成23年9月30日付で機構により重畳的に債務引受けされています。
 2. 平成24年3月30日付で機構により重畳的に債務引受けされています。
 3. 平成25年3月29日付で機構により重畳的に債務引受けされています。
 4. 平成25年6月28日付で機構により重畳的に債務引受けされています。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対する係る資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成25年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋二丁目8番6号

子会社及び関連会社はございません。

役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成25年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

資本金及び資本構成 平成25年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	5,376,311百万円
政府出資金	3,955,854百万円
地方公共団体出資金	1,420,457百万円
資本剰余金	844,412百万円
資本剰余金	89百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	33百万円
損益外減価償却累計額	4,515百万円
損益外減損損失累計額	2,061百万円
利益剰余金	2,808,928百万円
純資産合計	9,029,652百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- () 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - () 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - () 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - () 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - () 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - () 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - () 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) () の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- () 機構法
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
 - () 通則法
 - () 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
 - () 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月24日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月24日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。